

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年6月10日(月)午後1時30分から午後2時30分

2 開催場所 市役所2階大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	14番	福 嶋	求仁子
委 員	1番	平 山	和 敬
"	2番	清 原	啓 喜
"	3番	上 野	育 夫
"	4番	平 野	昭 代
"	5番	高 島	一 久
"	6番	村 上	幸 記
"	7番	長 野	昌 治
"	8番	齋 藤	典 夫
"	10番	城	英 夫
"	11番	青 木	恵 夫
"	12番	岡 田	政 広
"	13番	坂 口	正 子

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地所有適格法人設立届出について

第4号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第5号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 上 野 茂

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和6年6月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、福嶋会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（福嶋求仁子君） 皆様こんにちは。梅雨入りが遅くなっているようですが、適度な雨が降ってくれることを願います。

先月5月29日から31日まで全国会長大会に参加させていただきました。その時に、全国の政策提案などについてお話をいただき、こういうことを国に提案しますということを理解したうえで、全国からの要望書と熊本県の農業会議からの要望書としてそれぞれ各県の議員の皆様のところにあいさつに伺い、意見書を提出したところです。いろいろな話が出て質問もたくさん出ましたけれど、その中でぜひ皆さんに伝えておきたい項目がありましたのでお知らせしたいと思います。意見書と要望書につきましては、本日皆さんに送っておりますので、確認していただきたいと思います。坂本大臣から今後大臣としてどのように動いていけるのかということをお話しされましたのでお伝えしたいと思います。

まずは気候変動に対する対応、地域紛争に対する食糧問題に対する対応、今後農家人口が30万人くらいまで減少すると思われるため、それに対する対応ということをお話しされました。2019年に168万人の農家人口があったが、今後は1/4程度に減少するのではないかとされています。稼げる農業をするにはどうすればよいかということもお話しされました。それから価格の上昇の理解を消費者の皆さんに理解いただけるような政府の動きなどについてもお話しされました。今後坂本大臣がどのように動いていただくのかしっかり熊本から応援していきたいと思います。長くなりましたが、本日の6月の総会も最後までよろしく願いいたします。

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は農業委員13名全員がご出席でございます。よって、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、過半の委員がお揃いでございますので、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

○

（1）議事録署名者

○議長（福嶋求仁子君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、4番平野委員、5番高島委員を指名しますのでよろしくお願いいたします。

○

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長(福嶋求仁子君) 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員 2 番 清原委員、10 番 城委員、11 番 青木委員、12 番 岡田委員、13 番 坂口委員、推進委員 2 番 渡邊建一委員、3 番 吉岡委員、4 番 渡邊英二委員、15 番 緒方委員、17 番 工藤委員、20 番 清原委員以上 11 名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

(3) 議案

○議長(福嶋求仁子君) それでは議案に入ります。

第 1 号議案、農地法第 3 条第 1 項の規定による所有権移転番号 1 につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書 1 ページをお開き下さい。

所有権移転番号 1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっております。申請の理由は規模拡大のための売買でございます。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3 ページの斜線部分が申請地です。合志市役所の南東側に位置する農地です。

4 ページが申請地の現況写真です。

次に 5 ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に 6 ページをお開きください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第 1 号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ該当しません。

第 2 号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第 3 号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第 4 号の農作業、常時従事要件は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。

第 6 号の地域との調和要件は、申請地はこれまで申請者が畑として利用及び管理を行っており、許可後は野菜を作付け予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上 1 号から 6 号まで該当する項目はないと思われれます。

事務局からは以上です。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連しまして、担当地区の推進委員 11 番、青木委員に農家及び現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○11 番(青木恵夫君) それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。5月28日の午前9時00分頃、私と渡邊推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は規模拡大のための売買です。申請地は、申請人の自宅付近にあり、効率よく作業を行うことができます。許可後も同様に畑として利用する予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われれます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをご覧ください。

所有権移転番号2、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりです。申請の理由は、新規就農のための贈与です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』7ページをご覧ください。図面右側よりの斜線部が申請地です。県道熊本大津線の南側に広がる農地です。

8ページが申請地の現況写真です。9ページは、保有されている農業機械の写真です。

次に10ページをご覧ください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると見込まれ、該当しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり該当しません。

第3号の信託要件は信託ではないので該当しません。

第4号の農作業、常時従事要件は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため該当しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地は申請者がブルーベリー等を作付けしており、畑として利用している為、周辺農地への支障はないものと考えられ該当しません。

以上1号から6号まで該当する項目はないと思われます。

事務局からは以上です。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の12番 岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

12番（岡田政広君） それでは、農家及び現地調査につきましてご報告致します。5月28日の午後2時頃、私と吉岡推進委員と事務局で現地調査をいたしました。

今回の申請理由は、新規就農のための贈与です。申請地は畑として利用しており、申請者がブルーベリー等を作付けしています。許可後も同様に利用する予定のため、周りの農地への影響も心配ないと思われます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の11ページをお願いします。図面中央下側の赤点線部分を含めた区域が開発区域となり、太枠斜線部分が番号1の申請地で、九州沖縄農業研究センターの西側にあり、県道熊本菊鹿線の西に位置する農地です。

次の12ページが申請地の現況です。

13ページが配置図です。申請者は建築工事や不動産業等を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、建築条件付売買予定地5区画を整備する計画です。

14ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の15ページにお示ししておりますとおり、申請地は約0.2haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農

地」に該当するため、第2種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の13番 坂口委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

13番（坂口正子君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年5月28日の午前、私と緒方推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部は農地に接しておりますが、周囲にはコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。所有権移転番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号4の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場の拡張で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の16ページをお願いします。図面左側の太枠斜線部分が番号2の申請地で、百

花園ゴルフ場の北側にあり、県道大津植木線の南に位置する農地です。

次の 17 ページが申請地の現況です。

18 ページが配置図です。申請者は中古自動車販売業を個人経営されており、当該申請地を売買により取得し、西側の既存の駐車場を拡張する計画です。

19 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 20 ページにお示ししておりますとおり、申請地は約 0.1ha の農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地となり許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。が特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 2 番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2 番（清原啓喜君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年5月28日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部に農地が接しておりますが、土砂流出に留意することとすることで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 2 について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、所有権移転番号 2 は原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転

用につきまして上程いたします。賃借権設定番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は資材置場への転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の21ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、竹迫郵便局の東側、県道大津植木線の北に位置する農地です。

次の22ページが申請地の現況です。

次の23ページが配置図です。

申請者は主に土木工事業を営む法人で、日向区方面に資材置場がありましたが、立ち退くことになったため、申請地を借受け、資材置場を整備する計画です。

24ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の25ページにお示ししておりますとおり、申請地は南東側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である大森医院及び城歯科医院が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の12番 岡田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

12番（岡田政広君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年5月28日の午後、私と渡邊推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部に農地が接しておりますが、土砂流出に留意することとすることで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について、承認す

ることに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

議長(福嶋求仁子君) 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号2につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

賃借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は駐車場への転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の26ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号2の申請地で、ゆめモール合志の北側、国道387号線の西に位置する農地です。

次の27ページが申請地の現況です。

次の28ページが配置図です。

申請者は主に日用品等販売業を営む法人で、近くに建設されましたゆめモール合志に従業員駐車が60台程整備されておりますが、120台程必要であるため、申請地を借受け、不足している59台分の従業員用の駐車場を整備する計画です。(従業員数 約240名)

29ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の30ページにお示ししておりますとおり、申請地は東側の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設である庄嶋医院及び公益的施設である愛泉保育園が存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連しまして、担当地区の2番 清原委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

2番(清原啓喜君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年5月28日の午前、私と清原推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部に農地が接しておりますが、周囲には既存のコンクリートブロックがあり土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号2は原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号3につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

賃借権設定番号3の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は仮設資材置場及び転回場への一時転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の31ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号3の申請地で、西合志中央小学校の南東側、県道大津植木線の南東に位置する農地です。赤点線が中九州横断道路の事業用地のイメージを表しており、赤枠で囲っているのが、これから工事するコンクリート製のボックスを整備する予定箇所です。

次の32ページが申請地の現況です。

次の33ページが配置図です。

申請者は主に土木工事業を営む法人で、国から委託され、中九州横断道路工事に伴うボックス設置のため、申請地を借受け、仮設資材置場やトレーラー等大型車両の転回場を整備する計画です。

34ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の35ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地

に戻してもらうことが条件での許可となります。

括弧2の一般基準についてですが、

1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番 城委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

10番（城英夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年5月28日の午前、私と工藤推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は、農振農用区域となり周囲は農地に接しておりますが、砂利敷きし雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことです。また、西合志土地改良区などと協議のうえで作成された利用計画であるため特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号3について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号3は原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号4につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号4の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は仮設通路及び水路への一時転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の 36 ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号 4 の申請地で、西合志中央小学校の南東側、県道大津植木線の南東に位置する農地です。先ほどと同様の説明になりますが、赤点線が中九州横断道路の事業用地のイメージを表しており、赤枠で囲っているのが、これから工事するコンクリート製のボックスを整備する予定箇所です。

次の 37 ページが申請地の現況です。

次の 38 ページが配置図です。

申請者は主に土木工事業を営む法人で、国から委託され、中九州横断道路工事に伴うボックス設置のため、申請地を借受け、トレーラー等大型車両が事業用地へ進入する際道路が狭いため隅切りが必要であることから仮設通路を設置、蓋無しの水路の上を走行するため、一時的に移設し、農地内に仮設の水路を整備する計画です。

39 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 40 ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。

括弧 2 の一般基準についてですが、

1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗 状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の 10 番 城委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

10 番（城英夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年5月28日の午前、私と工藤推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は、農振農用地区域となり周囲は農地に接しておりますが、砂利敷きし雨水は浸透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことです。また、西合志土地改良区などと協議のうえで仮設水路の整備及び道路を拡幅される利用計画であるため特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第 2 号議案、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の転用、使用賃借権番号 4 について、承認す

ることに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(福嶋求仁子君) ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号4は原案のとおり可決されました。

議長(福嶋求仁子君) 続きまして第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。賃借権設定番号5につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号5の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は中九州横断道路事業用地の進入路への一時転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の41ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号5の申請地で、西合志中央小学校の東側、県道大津植木線の南に位置する農地です。赤点線が中九州横断道路の事業用地のイメージを表しており、赤囲みで2つ、四角で図に表しているのが、これから工事する橋台を整備する予定箇所です。

次の42ページが申請地の現況です。

次の43ページが配置図です。

申請者は主に土木工事業を営む法人で、国から委託され、中九州横断道路工事に伴う橋台設置のため、事業用地への進入路を整備する計画です。

44ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の45ページにお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

議長(福嶋求仁子君) 事務局の説明に関連しまして、担当地区の10番 城委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

10番(城英夫君) それでは、現地調査につきまして報告します。

令和6年5月28日の午前、私と工藤推進委員、農業委員会職員とで、現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地は、農振農用地区域となり周囲は農地に接しておりますが、砂利敷きし雨水は浸

透させ、土砂等が流出しないように努めるとのことです。また、西合志土地改良区などと協議のうえで工事のための進入路を整備される計画であるため特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長（福嶋求仁子君）ありがとうございました。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権番号5について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございました。全員挙手でございます。よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号5は原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして第3号議案、農地所有適格法人設立届につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の5ページをお願いいたします。

第3号議案の農地所有適格法人設立届出につきましてご説明いたします。議案書別紙の46ページをお願いいたします。

農地所有適格法人とは、農業経営を行うために、農地の権利を取得することができる法人でございまして、農地法に規定されているご覧の表の4つの要件全てを備えた法人のみが、農地所有適格法人ということになります。いずれか1つでも要件を欠いているならばその法人は農地所有適格法人ではないということになり、一般法人として農地を借りることはできません、買うことまではできません。

法人が農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人でも解除条件付き賃借の設定であれば可能ですが、今回は農地所有適格法人設立届出をされ、農地所有適格法人として農地を借りたいとの申出がございまして、その対象農地としましては、議案書の方に戻っていただきまして、議案書の11ページの利用権設定番号10の案件です。この後の第4号議案で農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについてご審議いただきます前に、当該法人が農地所有適格法人の要件を満たしているのかご審議いただく必要がありますので、その前の議案として上程したところでございます。

議案書別紙の47ページをご覧ください。当該法人は合志市に本社を置いている法人でございます。

当該法人につきましては、主に酪農業を行う法人で、議案書別紙の46ページに記載しておりますとおり各要件を満たしているものと判断しております。その判断した根拠資料としましては次の47ページから58ページまでの部分になります。

以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（ありません）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地所有適格法人設立届につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地所有適格法人設立届につきましては、原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、議案書6ページをお開きください。

第4号議案 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定の決定についてご説明申し上げます。

次の7ページは農用地利用集積計画の総括表です。左側が今回の6月総会分、右側が令和6年1月、第1回からの利用権設定面積の累計数になります。

次の8ページは利用権設定等状況一覧表・所有権移転関係の説明です。

次に9ページをご覧ください。今回の利用権設定等状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は57,843㎡です。

次の10ページをご覧ください。

今月の利用権設定申出書・計画書の件数は10件です。

1番から9番までが再設定です。10番のみが新規です。

貸人・借人、経営面積、利用権を設定する農地につきましては議案書に記載のとおりです。

個別の内容につきましては、利用権の種類、利用内容、期間、10a当りの賃借料の順に説明いたします。

番号 1、賃借権、野菜・そば	10年	20,000円（2筆）
番号 2、賃借権、飼料	10年	15,000円（4筆）
番号 3、賃借権、WCS	5年	10,000円（2筆）

番号 4、賃借権、WCS	5年 10,000円
番号 5、賃借権、スイカ	5年 20,000円
番号 6、賃借権、米	5年 米2俵(3筆)
番号 7、賃借権、水稻	5年 10,000円
番号 8、賃借権、米・麦	5年 3,000円~10,000円(2筆)
番号 9、賃借権、トウモロコシ	5年 10,000円(2筆)
番号 10、賃借権、稲・トウモロコシ	10年 0円(3筆)

次は中間管理機構を通じた貸し借り、一括方式について説明いたします。

議案書 12 ページをご覧ください。貸人、農地の情報、転貸人、借人、利用権の内容については議案書記載のとおりです。

内容について説明いたします。番号 1 番、賃借権、利用内容は普通畑、利用期間は 5 年、賃借料は 15,000 円です。

次の 13 ページをご覧ください。所有権移転です。4 件あります。

以上第 4 号議案は農業経営基盤強化促進法第 19 条第 4 項の各要件を満たしていると考えられます。

最後に農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は 4 件 4,475 m²でございます。

内契約予定件数が 4 件 4,475 m²でございます。

今回の 4 件すべて、次の契約が予定されております。

これで第 4 号議案の説明を終わります。

議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（ありません）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第 4 号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第 4 号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起しにつきましては、原案のとおり可決されました。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして第 5 号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書 14 ページをお開きください。

賃借権希望が1件っております。賃借権希望番号1のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

番号1の場所ですが、15ページになります。図面上側の太枠斜線部分が申出地で、高木区公民館の西側、泗水バイパスの東に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、農地を相続したものの今後の管理が不安になり農地を耕作してくださる方を探して欲しいとの申し出です。

あっせん委員についてですが、申出地区域の担当委員であります清原委員、鈴木推進委員にお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが、契約に結びつくよう、ご協力をお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） 事務局からの説明が終わりましたが、何かご質疑はございませんか？

（なしの声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手（挙手多数）でございます。よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。あっせん委員さんに置かれましては大変ご苦労でございますがよろしくお願いいたします。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書16ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用4条届出につきましては1件の届出がっております。

場所を説明します。議案書の17ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。中山記念病院の東側に位置する農地です。共同住宅を建設するための転用です。

事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の18ページをお開き願います。

今回の市街化区域内の農地転用5条届出につきましては2件の届出があります。

まず番号1です。場所を説明します。議案書の19ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。ポリテクセンターの南側、387号線沿いに位置する農地です。駐車場への転用です。

現地はすでに駐車場として使用しており、「農地法についての知識が乏しく、地目変更の許可申請がされていなかったため畑のままとなっております。今後はこのようなことがないよう農地法を順守します。」との始末書が提出されています。

事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長（福嶋求仁子君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

議長（福嶋求仁子君） 続きまして、第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書の18ページをお開き願います。

賃借権設定番号1です。場所を説明します。議案書の20ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。須屋市民センターの南側に位置する農地の2筆です。

保育所を建設するための転用です。

事務局からは以上でございます。

議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。ただいま、事務局から第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員さん方から何か質疑等はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長(福嶋求仁子君) ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第2号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

議長(福嶋求仁子君) 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

4 閉 会

○事務局長 長時間にわたります慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、「令和6年6月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。
皆さん大変お疲れ様でした。

○

閉 会 午後2時30分